

5 生衛第 1 4 4 6 号
令和 6 年 3 月 1 9 日

一般社団法人名古屋ビルディング協会会長 様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

「建築物における給水施設の維持管理要領」及び「飲料水供給施設の維持管理要領」の一部改正について（通知）

本県では、建築物における給水施設及び水道法の適用を受けない給水施設の維持管理等について必要な事項を「建築物における給水施設の維持管理要領」及び「飲料水供給施設の維持管理要領」(昭和 62 年 3 月 31 日付け 62 環第 139 号衛生部長通知)を定めて指導しています。

この度、令和 6 年 4 月 1 日付けで国における水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、本県における水道行政も保健医療局生活衛生部生活衛生課から建設局上下水道課（以下、「上下水道課」という。）に令和 6 年 4 月 1 日付けで移管することとなりました。保健所業務については本庁に集約することで業務効率化を図ってまいります。

この移管に係り各要領を別添 1 及び 2 のとおり一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしております。この改正により、同要領に基づく町村部の簡易専用水道に係る各種届出の提出先が管轄の保健所から上下水道課に変更となりますので、御承知の上、適切に御対応ください。また、これまでは県保健所が行っていた貯水槽水道（特定建築物に該当する施設を除く。）等に係る指導等については、上下水道課にて行ってまいりますので、御承知ください。

については、このことについて貴会会員への周知に御配慮ください。

担 当 生活衛生部生活衛生課
水道計画・管理グループ
電 話 052-954-6301(ダイヤルイン)
ファックス 052-954-6921
電子メール eisei@pref.aichi.lg.jp